

## 会議録

会議の名称	平成 22 年度第 1 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 22 年 12 月 22 日（水曜日）19 時 00 分から 21 時 00 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：横山委員、前川委員、村田（磐）委員、平山委員、村田（秀）委員、玉置委員、石田委員、新倉委員、吉岡委員、清水委員、土方委員、松川委員、澤田委員 欠席委員：廣川委員、植松委員 事務局：市長 坂口、市民部長 下田、保険年金課長 冥賀、国保給付係長 貫井、国保加入係長 新井
議題	1 平成 23 年度 国民健康保険料の見直し 2 その他
会議資料の名称	資料 1 平成 21 年度国民健康保険特別会計決算の概要 資料 2 平成 21 年度決算の分析表（保険料賦課区分別） 資料 3 高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）（案） 資料 4 高齢者医療制度改革「最終とりまとめ」について 資料 5 最終とりまとめに向けた意見等について
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会</p> <p>○事務局（あいさつ）： 4 月 1 日の組織改正により健康年金課から保険年金課に課名が変更されました。</p> <p>○清水会長： ただいまより平成 22 年度第 1 回西東京市国民健康保険運営協議会を開会します。 初めに、本日の会議は定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。 なお、廣川委員と植松委員については、事前に欠席の連絡をいただいております。</p> <p>2. 会議録署名委員の指名</p> <p>○清水会長： 本日の会議録署名委員は、村田磐男委員と平山委員にお願いしたい。</p> <p>（傍聴者確認）</p> <p>○事務局： 傍聴者の方はいらっしゃいません。</p>	

### 3. 議題

#### (1) 諮問事項

平成 23 年度 国民健康保険料の見直し

○清水会長：

それでは、最初に諮問をお受けしたいと思います。

(市長より諮問)

諮問第 1 号 平成 22 年 12 月 22 日 西東京市国民健康保険運営協議会 会長清水文子殿  
西東京市長 坂口光治

西東京市国民健康保険運営協議会への諮問について

標記の件について、西東京市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、下記のとおり諮問致します。

記 諮問事項 平成 23 年度 国民健康保険料の見直し

以上でございますが、どうぞよろしく願い申し上げます。(市長、会長に諮問文手交)

(市長あいさつ)

○清水会長：

ただいま市長から「保険料の見直し」について諮問をちょうだいしました。十分議論して、国民健康保険運営協議会としての答申を出したいと思います。どうぞ御協力のほどよろしく願いいたします。

(市長退席)

○清水会長：

それでは、これから議題に入りたいと思います。ただいま「保険料の見直しについて」諮問をいただきました。事務局から補足説明をしていただきたいと思います。

○事務局：

配布資料の確認

本日諮問させていただきました平成 23 年度国民健康保険料の見直しに関する資料につきましては、本日お配りはしてございません。先ほど市長の挨拶の中で申し上げましたように、国からまだ示されていない係数がございます。前期高齢者交付金、後期高齢者支援金等、そのほか、介護納付金に関する係数がまだ示されておりません。これらの歳出額及び歳入額が国保の財政上、大きなウエートを占めているものですので、本日お示しはさせていただきます。次回開催の第 2 回目の会議のときに資料は提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、諮問事項に関する報告とさせていただきます。

(2) 平成 21 年度決算報告について

○事務局：

(資料 1「平成 21 年度国民健康保険特別会計決算の概要」及び資料 2「平成 21 年度決算の分析表(保険料賦課区分別)」に沿って説明)

○清水会長：

先ほど諮問を受けました件については、事務局の説明で資料がそろわないということで、協議は次回に移させていただきます。平成 21 年度の決算報告について、資料 1、2 の説明をしていただきました。御質問があれば、お願いします。

○前川委員：

資料 2 の 1 番目の国民健康保険料の医療分のところで、これは資料 1 の 2 ページ目の内訳と一致するのですか。一般保険料のところの収納額が 25 億 9,923 万 9,361 円で合っていますよね。退職者の収納額の小計、これは 300 万円前後違うのは。

○事務局：

退職者医療制度の考え方がありまして、退職者介護分の保険料についてですが、退職者医療制度では介護分については対象にしていけないので、介護納付金の交付対象として退職者の方も一般の扱いとしています。この分を振り替えている処理をして賦課区分表を作成しています。したがって、影響額として 374 万 9,987 円を医療分から振り替えております。

○前川委員：

介護分の決算額の差額と退職者の収納の差額が一致するということですか。介護分の決算 4 億 6,725 万 3,510 円が資料 1 の 4 億 6,350 万 3,523 円との差額と、医療分決算の退職者の小計の 1 億 7,900 万円との差額、大体 300 万円ぐらいだけど、これとこれは入り食っているというか、分けているということですか。総合計は合っている、39 億 6,028 万 575 円。内訳のところ、その基準がわからないけど、数字が入り食っているのか。

○事務局：

そうなります。

○前川委員：

もう 1 つ、別なのですが、一般と退職者の人数はわかりますか。

○事務局：

決算の概要の中で表記しております。4 ページをご覧ください。

○前川委員：

退職者は 2,281 人。

滞納額の比率からみると、一般の方がかなり大きいですね。滞納額自体はふえたわけだ。繰り越しプラス今回のこの年度の滞納額がさらにふえているわけですね。

滞納額はだんだん増加しているわけですね。例えば収納滞納というのは、一般の方で調定が 9 億 2,500 万円、今度これが 10 億円ぐらいになってしまうのですか。

○事務局：

ただ、毎年度、不納欠損ということで、滞納者の方の預貯金調査等を行い、また滞納者の方が生活困窮によりまして生活保護を受給されるというケースも近年ふえております。その方の生活実態を調査した中で、どうしても滞納整理をせざるを得ないということで、毎年、不納欠損をしておりますので、限りなくふえるわけではございません。

○石田委員：

歳出の保健事業費というのは特定健診が主な事業ですか。

○事務局：

特定健診が主です。

○石田委員：

その場合、予算額と実際の支出額が 2 億 4,000 万円ぐらい違いますね。ということは、予想より受診率が低いということを表しているのですか。

○事務局：

はい、20 年度に特定健診が保険者に義務化されまして、実施するに当たりまして実施計画書を皆様にも提示したことがございますが、それに基づいて事業を展開しているところですが、なかなか事業計画どおりに受診率が伸びていないという状況が出てございます。21 年度についても、40 歳以上の対象の方に対して 50 パーセントの受診率を目指したところではございますが、42.7 パーセントということで、なかなか届かないというのが今の状況です。

○石田委員：

特定健診についてですが、国からの国庫支出金と都の支出金を合わせると、2 億 8,000 万円と 2 億 8,000 万円で、5 億 6,000 万円ぐらいですね。実際にかかったのが 10 億 5,000 万円。ということは、5 億円ぐらいが市から出ているということですか。

○事務局：

国も都も同じ負担率で3分の1を国、3分の1を都、3分の1を保険料で賄うというルールになっています。ただ、国の考えは、健診を受けるに当たって補助単価の設定に当たっては、受けられる方、被保険者の方に健診費用の3割相当を負担していただくという考えで補助単価を決めていますので、実際の費用との差が生じております。西東京市におきましては、受診率向上を目指すという意味合いで自己負担は徴収しておりません。

○石田委員：

ということは、2億8,000万円以外の5億円の差額は保険料から出している。

○事務局：

実質的には今の負担区分割合で申し上げますと、そうなるのですが、その他一般会計繰入の中で賄っているということです。

○石田委員：

3分の1を保険料で出しているということですよ。

○事務局：

どこに一般会計のその他繰入金、赤字補てん分を充当するかの考え方だと思いますけれども。

○石田委員：

一般会計から入っていることになっているわけですね。

保険料ではなくて。結局は繰入金が保険料に入っている。3分の1以上は負担しているということですよ。

○事務局：

国の補助単価が低いものですので、どうしても負担する分がふえていきます。

○石田委員：

負担をなくして受診率を上げようとしているんだけど、実際には上がらない。

○事務局：

保健事業の中で、トータルでお示しさせていただいておりますが、この1億565万7,462円の内訳としては、今、石田委員が言われましたように、特定健康診査等事業費ということで、こちらの支出の方が1億392万1,537円という状況で、ほとんどこの事業に当て込

んでいるものでございます。そのほか、保養施設の事業を行っております。保養施設事業として、旅館、ペンション、ホテル等と契約しまして、こちらに宿泊されたときの助成を行っております。こちらの経費として142万円を21年度は支出しております。そのようなことで、特定健康審査等事業は1億円かかっている中で、国も都も同じ金額になりますが、2,800万円ほどしか入っていない状況です。

○石田委員：

受診率が基準値に満たないときの後期高齢者支援金の加算、減算があると言われていたのはどうなったのですか。それはなくなったのですか。ペナルティーは。

○事務局：

ペナルティーについては、新たに高齢者医療制度が発足するというので、最終とりまとめが先日公表されてございます。その中に出ていますので、後ほど御説明いたしますが、考え方としては、引き続き残るということで、この最終とりまとめの中には記述されています。

○清水会長：

3番目の高齢者のための新たな医療制度等について、事務局から説明をお願いいたします。

(3) 高齢者のための新たな医療制度等について

○事務局：

(資料3「高齢者のための新たな医療制度等について(最終とりまとめ)(案)」に沿って説明)

○清水会長：

今、御説明をいただきました。じっくり読んでみないとわからないかなというところもありますけれども、国会で通ればこのようになるということだろうと思います。御質問がありましたら、どうぞ。

○前川委員：

これは、一たん切り離れた後、戻ってくるということで、単純にぱっと戻ってきた場合には、ざっくり、国民健康保険の収支はどうなるのですか。

○事務局：

現行制度が今、後期高齢者医療制度と国民健康保険制度ということで、別々に会計上分かれています。今回示されているとりまとめ案を見たときに、現行制度がそのまま国保

の上に、75以上の制度として別勘定の中で合体されるというイメージで考えていただければよろしいかと思えます。ですから、今、広域連合が都道府県単位で運営しておりますが、今度は都道府県が運営主体となって財政運営を行うということで、運営主体は変わるようですが、制度自体は平成25年度段階では変わらないのかなど。財源構成も、今の記載状況からいうと、御本人負担が1割相当の保険料、支援金として国保から4割相当、あとの残りは公費で賄うという状況ですので、財源構成も変わっていない状況から見ると、現状とさほど変わらない。

○前川委員：

影響はないということですね。

○事務局：

影響はないですけども、市町村の事務としては保険給付費、今、広域連合が実際に各医療機関への支払い、御本人の療養給付費とかの支払いを行っておるのですね。市町村の今の役割というのは、保険料の徴収等とあわせて、各種の申請書の受け付けを広域連合につなぐというのが市町村の今の役割なのですが、そこら辺の保険給付費もあわせて市町村が行うという状況になってくると、会計的には今と変わらない状況の中での運営になると思えますが、事務的には国保の方としては広がるということになります。

○前川委員：

事務負担費というのはまた別途出てくる可能性はあるわけですね。

○事務局：

現実的には市町村の各窓口に職員を置いていますので、そこでも運営経費はかかっていますから、そちらの関係の人件費等が増えて、国保の方に振り替えられるという形にはなると思えます。

○前川委員：

もう1点。資料3の16ページの、一番下の段、「個々人に着目してみれば」云々なのですが、要は、既に1割負担になった方を2割に引き上げるものではないと書いてあるのですが、現に、1割の人が2割になるということはないわけですね。

○事務局：

この記述からすると、新たに25年に70歳になられる方から適用するという考えが示されています。そうすると、今凍結されている方はどうなのか。前も、制度の切り替えのときに国で使われている経過措置のやり方なのですが、結局、今70歳未満の方は3割負担していただいています。70から74歳の方は所得状況を確認させていただいて、1割負担と3

割負担で今行っております。1割本来は2割なのですが、その1割部分は国が補助金で見ているという状況です。この方が当然、年を重ねるごとに上がっていきますので、新たに25年に69歳から70歳になられる方を対象に、1割ではなく2割負担をしていただくという形になれば、従来、69歳のときは3割、その方が2割になるという形になります。1割負担の方をそのまま残していけば、必ず4年後にはすべての方が2割負担になるという形になるということを国は考えていると思います。段階的に、年齢階層が上がれば、すべて75歳になられますので、75歳の段階で1割か3割の負担になるということです。

○前川委員：

75歳のときに1割か3割になるということですね。

○事務局：

75歳以上の方の1割負担は、現在の法の中でも1割負担です。

○前川委員：

3割の方もいらっしゃる。

○事務局：

いらっしゃいます。現役並みの所得のある方は3割負担していただいています。

○前川委員：

今は、70歳以上、75歳未満の方は3割と1割に分かれているわけですね。

それが2割になるというわけですね。

○事務局：

現行法は今2割です。ただし、国の施策の中で凍結して1割となっている。

○前川委員：

その2割になった人たちが75歳以上になったときに、また1割と3割に分かれるわけですね。

○事務局：

所得状況が変わらなければ2割の方が1割に下がるということになります。

○玉置委員：

基本的なことを聞きたいのですが、結局これは財源のツケをどこに回すかということだけしかないような気がするのですが、一番気になるのは、第一段階になったときに、今、西東



京市の一般会計からの繰入金がありますよね、18 億円か。これはどういう扱いになるのですか。都が見てくれると考えていいのですか。

○事務局：

先ほど申し上げましたように、都道府県が運営主体になるということになります。平成 30 年度には全年齢を対象に国保が広域化するということから、当然、運営主体は都道府県になります。そうなったときに、今委員がおっしゃられたように、各自治体で一般会計から赤字補てんである繰り出し、国保でいえば繰り入れを行っている。それとあわせて繰上充用の問題で赤字を抱えている保険者もいるという状況がございます。20 年度は、全国で 2,585 億円の、一般会計からの赤字補てんをしているという状況ですが、都内の保険者では 300 億円の赤字補てんをしている状況がございます。当然、都道府県としては、今の財政負担の中でこの運営主体となったときに、一般会計から負担するのか、現行の制度として、公費で 5 割、保険料で 5 割というような負担割合がありますから保険料率を改定していくのか、そこら辺については非常に難しい問題がありますので、これについて国と地方との協議の中で今後、保険料、事務体制、費用負担、財政リスクの軽減等について検討を重ねていくというような状況になっています。

○前川委員：

資料 4 に書いてある。法定外一般会計繰入云々の解消へ向けた。これは第一段階から協議するのですかね。それとも、第二段階に向けてですか。

○事務局：

これは第二段階ですね。

○前川委員：

それでも、何か変な感じがしますよね。「解消に向けた市町村への支援策について協議する」。運営主体が都道府県に移ってしまった後に、何が解消だという話になってしまう。

○事務局：

国が財源を出さなければ赤字自体は解消されませんので、そうなってくると保険料でそれを賄うのかということになります。そうすると、被保険者の方の負担が大幅に上がるという状況は見えていますので、それに対して最終とりまとめの中でも何らかの支援策は必要であるというふうに提言されています。

○前川委員：

はっきりしないけれども、そうすると、市町村が上納金として都道府県に納めなければいけないということが暗黙のうちにあるということですか。

○玉置委員：

主体は都道府県だから、応分の負担を市町村にも求めてくるのか、それとも、国にその分を出させるのか、その辺がはっきりしない。

○清水会長：

だから、資料 5 の「第 13 回会議での委員の意見」の中で、知事会とか市長会の意見を見ると、今、玉置委員がおっしゃったような不安を持って、全面的には賛成できないような意見かなと思って、これを見させていただいたのですけれどもね。

○玉置委員：

保険料では絶対無理なのはわかっていますし、高齢化とか医療費がこの間、1 兆円ずつふえています。保険料の値上げなんて絶対にあり得ないです。解消は絶対できないのは明らかなので、要は、ツケをどこに持っていくかという問題だけだと思います。そこがはっきり決まらなると、市町村にしても都道府県にしても賛成のしようがないので、だからまとまらないのだと思うのです。そこをはっきり政府が出してくれないと、我々はさらにその下だから、保険料の設定のしようがない。

○清水会長：

広域になってくると、市町村の国保運営協議会は必要なくなってくるのか、あるいは細かなものを決めるのには市町村の国保運営協議会みたいなものがないとだめなのか、その辺まではまだまだこれから詰めていくのかわからないが。

○玉置委員：

広域連合の中には市町村が一応入っているわけですね。

資料 4 の図式を見ると、市町村は保険料の徴収だけですから、事務だけやればよいという明示ですよ。

○平山委員：

料率を決めることもできなくなって、都、県が決めることになれば、当然、こういう委員会というのは必要なくなってくることになりますよね。

○清水会長：

ただ、不思議で、二方式に賦課方式はなるとはありますが、市町村の事情によって決められるようなニュアンスの文言があるんですよ。

○平山委員：

だから、書いてあることがおかしいですよ。一般会計から補てんしないようにしていかうとか書いていながら、今言ったように、料率の問題は市町村に任せようという、そういう言い方はおかしいのではないかなというのがありますよね。

○清水会長：

だから、二方式にしたいとって、市町村の国保はいろいろ努力しているけれども、そうならなかったのが長い歴史にあるので、それを踏まえてなんでしょうけれども、出発してみないとこれもわからない。

○平山委員：

決まらないことにはわからないですよ。

○玉置委員：

市町村は今までどおりの赤字がどんどんふえると思うのです。

○清水会長：

市町村がかぶったのでは意味がないですよ。

○玉置委員：

1年間で4億円ぐらいふえているでしょう。どんどんふえていきますね。25年ぐらいまでの間に、また何億かふえていく、その部分をどうするのか。こういう協議会は必要ないのだということになると、では赤字の部分は全部都道府県が見るのか、それとも、都道府県が按分して市町村に負担を押しつけてくるのか、それとも、国が赤字分を見るのか、そこら辺の一番基本的な部分、財源の出どころの部分できちんとしてくれないと話合いにならないと思います。

○清水会長：

とりあえずは、新しい制度の最終とりまとめ案ということで今御説明していただきましたけれども、よろしいでしょうか。

(4) その他

○清水会長：

それでは、4番目のその他に移りたいと思います。事務局、お願いします。

○事務局：

その他としては、国から、諸係数が今月末には出るのではないかとということで見込んでるところなのですが、係数が出てから積算し、集計し、歳入・歳出バランスを次回お示

しさせていただきますと思います。できれば、次回を1月13日木曜日ごろに開催していただきたい。

○清水会長：

どうでしょうか。13日木曜日7時からです。よろしいですか。

(次回日程協議の結果、1月13日木曜日7時と決定)

○清水会長：

では、そのようなことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

#### 4. 開会

○清水会長：

では、長時間ありがとうございました。